



2026年4月14日

各 位

会 社 名 株式会社 地域新聞社
代 表 者 名 代表取締役社長 細谷 佳津年
(東証スタンダード証券コード 2164)
問 合 せ 先 財務経理統括部
部長 江澤 務
(TEL. 047-485-1107)

第三者割当による新株式及び第11回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ

当社は、2026年4月14日開催の取締役会において、ネクスト・グロース株式会社（以下「ネクスト・グロース」といいます。）及び当社代表取締役社長である細谷佳津年の資産管理会社である株式会社OPUS67（以下「OPUS67」といい、ネクスト・グロースとあわせて、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）に対して第三者割当による新株式（以下「本株式」といいます。）及び第11回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を行うことを決議しましたので、お知らせいたします（以下、本株式の発行及び本新株予約権の発行を総称して「本第三者割当増資」といい、本株式及び本新株予約権の発行並びに本新株予約権の行使による資金調達を「本スキーム」といいます。）。

なお、細谷佳津年は、本株式の割当予定先であるOPUS67との間に、特別の利害関係を有するため、本株式の発行に係る取締役会決議には参加しておりません。

記

I. 本第三者割当増資について

1. 募集の概要

<本株式>

(1) 払込期日	2026年4月30日
(2) 発行新株式数	当社普通株式 817,900株
(3) 発行価額	1株あたり324円
(4) 調達資金の額	264,999,600円
(5) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(6) 割当予定先	ネクスト・グロース 46,300株 OPUS67 771,600株
(7) その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力が発生していることが条件となります。

<本新株予約権>

(1) 割当日	2026年4月30日
(2) 新株予約権の総数	9,947個(新株予約権1個につき普通株式100株)
(3) 発行価額	総額2,705,584円(新株予約権1個あたり272円)
(4) 当該発行による潜在株式数	普通株式994,700株(本新株予約権1個につき100株) 本新株予約権については、下記「(6)行使価額」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、上限行使価額はありません。 本新株予約権に係る下限行使価額は227円ですが、下限行使価額においても、本新株予約権に係る潜在株式数は994,700株です。
(5) 調達資金の額	324,988,384円
(6) 行使価額	当初行使価額は324円とします。 上限行使価額はありません。 下限行使価額は、227円とする(別紙発行要項第11項による調整を受けます。以下「下限行使価額」といいます。) 行使価額は、割当日の翌取引日(株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。))において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)に初回の修正がなされ、以後2週間毎の月曜日に修正が行われます(以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。)。本項に基づき修正が行われる場合、行使価額は、修正日に、当該修正日の直前取引日(同日に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」といいます。))がない場合には、その直前の終値のある取引日)における終値の90%に相当する金額(1円未満を切り上げます。)に修正されます。ただし、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全ての新株予約権をネクスト・グロースに割り当てます。
(8) 権利行使期間	2026年5月1日から2029年4月30日までとします。
(9) その他	当社は、本新株予約権割当契約において、以下の内容等について合意する予定です。 ・ 当社による本新株予約権の行使の停止 ・ 当社が、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使制限措置を講じること(当該行使制限措置の詳細は「6.割当予定先の選定理由等(3)割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載しております。) 割当予定先は、当社の取締役会の承認がない限り、本新株予約権を①当社、②グロース・キャピタル株式会社(以下「グロース・キャピタル」という。)以外の第三者に譲渡することはできない(ただし、割当予定先が③ネクスト・グロース若しくはグロース・キャピタルの子会社(連結財務諸表の用語、様

	<p>式及び作成方法に関する規則第2条第3号に定める子会社をいう。)、④割当予定先の代表取締役である嶺井政人が発行済株式のすべてを保有する株式会社若しくは社員権のすべてを保有する会社、又は⑤②乃至④の会社が現在若しくは今後組成する投資事業有限責任組合に譲渡、承継又は引き受けさせる場合は、発行会社は、合理的な理由なく、当社取締役会による承認を拒絶、遅滞し、又は留保してはならない。) こと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・割当予定先は、本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当予定先の本新株予約権割当契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に対し譲渡すること
--	--

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。

2. 本第三者割当増資の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社は「人の役に立つ」を経営理念とし、「地域の人と人をつなぎ、あたたかい地域社会を創る」ことをブランドミッションとして事業活動を行っております。当社はこのミッションの実現に向けて、コア事業であるフリーペーパー発行事業によって培ってきた配布網、営業基盤、顧客データ等の独自のアセットを活用し、企業価値の向上を図る成長戦略「Strategic Plan」を推進しております。この「Strategic Plan」につきましては、四半期ごとに進捗を更新し、当社 HP にて公表しております。当該戦略は着実に進行しており、これまでの取り組みにより一定の基盤整備が進展した結果、更なる成長投資を実行するための新たな資金調達を行う段階に至ったものと認識しております。

「Strategic Plan」は、フリーペーパー発行事業の価値を維持・強化しつつ、当社の保有するアセットを活用した他社との事業アライアンスを推進し、新たな収益モデルを確立することを基本方針としております。

一方で、足許の事業環境においては、近時の中東情勢の影響等により、製紙原料価格及び物流の燃料価格の変動リスクが高まっており、当社の主要事業であるフリーペーパー発行事業に係るコストの不確実性が増しております。また、国内における人件費の上昇を背景として、当社の配布インフラ機能を維持するために必要な配布員の確保が従来以上に困難となるリスクも顕在化しております。さらに、コア事業であるフリーペーパー市場は成熟期を迎え、市場規模が緩やかに縮小しており、地域経済の成長が鈍化した場合には、販促需要が低下するリスクを抱えております。

これらの事業環境の変化は、当社の既存事業の安定的な運営及び収益基盤の維持に影響を及ぼす可能性があり、当社としては、当該リスクに対応しつつ、成長戦略を着実に遂行するための機動的かつ十分な資金手当を早期に実施する必要があると判断しております。

まず、当社は新たな収益基盤の確立に向けて、「Strategic Plan」の一環として「生成 AI を活用した心理状態デジタルツインによる介入効果最大化技術」(以下「本技術」といいます。)の開発及び実用化を進めてまいりました。本技術は、消費者行動ビッグデータと生成 AI を融合し、ユーザーの「心理状態」と「ペルソナ特性」をリアルタイムで推定・再現する「デジタルツイン」を構築することで、広告などのコミュニケーション最適化を図る革新的なソリューションであります。当社は、本技術は、当社アセットの価値を最大化し、新た

な収益基盤の確立に繋がる重要な技術と位置づけ、アドバイザーリーボードに公立はこだて未来大学客員教授・産学連携コーディネータである高柳浩氏を迎えた 2024 年以來、当社が蓄積してきた顧客データ・読者データの活用を目指して、2024 年に実施したライセンス・オフリングで調達した資金を用いて開発を進めてきたものがあります。このような研究開発の具体的な成果として、当社は、2025 年 7 月 9 日に発表いたしました「生成 AI を活用した心理状態デジタルツインによる広告効果最大化技術」に関する特許出願のお知らせのとおり、2025 年 7 月 8 日付けで本技術に係る特許出願を行い、2025 年 12 月 15 日に発表いたしました「生成 AI を活用した心理状態デジタルツインによる介入効果最大化技術」に関する特許権利化と世界展開（PCT 出願）のお知らせのとおり、同日付けで本技術に関する特許について国内における権利化を完了いたしました。そして、現在は海外展開を見据えた PCT 出願（注）を行い、その審査が進行しております。

（注）PCT 出願とは、特許協力条約（Patent Cooperation Treaty）に基づく国際特許出願制度であり、1 回の出願手続きにより複数の締約国（現在 160 カ国以上）において同時に特許出願日を確保できる制度です。PCT 出願後、各国の国内移行手続きを経ることで、当該国における特許権の取得を目指すことができます。

上記の進捗を受けて、現在、本技術の具体的な活用に向けた検討を高柳浩氏とともに進めております。本技術は、消費者行動に関するビッグデータと生成 AI を融合することで、広告領域にとどまらず、ダイレクトセールスやダイレクトマーケティング等、幅広い分野への応用が可能であり、将来的に高い拡張性を有するものと考えており、今後は、本技術を活用した他社との協業やライセンス展開を通じて、当社アセットの価値最大化を図る方針です。一方で、生成 AI を利用した技術は急速に進歩しているため、本技術の早期実用化のためにはシステム開発投資のための更なる資金を迅速に調達することが必要となります。

さらに、当該戦略の基盤となるフリーペーパー発行事業の持続可能性を確保するためには、配布網をはじめとするインフラの維持・強化が不可欠であります。当社は近年の最低賃金の継続的な引上げ等を背景とした人件費の上昇及び人材確保環境の変化を踏まえ、2024 年以降、インフラ機能の維持・発展のため配布地図システムの強化や、配布員の確保及び定着を目的とした継続報奨金の導入を行ってまいりましたが、「Strategic Plan」を推進するためには、今後も継続的に、配布員の業務負担軽減や人材確保を目的とした設備投資を行う必要があります。また、IT 機器の定期的なメンテナンス、業務効率の向上及びデジタル化の推進を目的として、全従業員を対象とした PC 等 IT 機器の更新・整備を実施する予定であり、これにより社内業務の標準化・高度化を図るとともに、生産性向上及び情報活用基盤の強化を推進してまいります。これにより、当社のコアインフラの安定的な運営と競争力の維持を図ってまいります。

一方で、新たな収益の柱となる事業への継続的かつ機動的な投資も必要であります。当社は、2024 年 6 月 3 日付けで公表した「ノンコミットメント型ライセンス・オフリングに関するお知らせ」のとおり、ブランドミッションの実現に向けて「アセット」の再定義を行い、事業スケールの早期の拡大を図るため、外部企業との連携を行い、「エリア外のマーケットとの接続による非連続な拡大」を軸に、2024 年 3 月より各企業とのアライアンスに向けた協議を進めるとともに、「職住近接」の実現を重要なテーマの一つと位置付けており、地域における働く場を持続可能にすることで地域経済の活性化に貢献することを目指しております。その具体的な取組として、2024 年 7 月には上記施策の実現に必要な資金を調達するためノンコミットメント型ライセンス・オフリングを実施し、以後、これにより調達した資金を活用して、事業展開のスピードアップを図るためのアライアンス、M&A に取り組んでまいりました。具体的には、外部企業との連携については 2024 年 8 月 9 日付けで発表いたしました「地域新聞社とツナググループ・ホールディングスの業務提携のお知らせ」、2024 年 9 月 12 日付けで発表いたしました「ハッピーメディア®『地域みっちゃく生活情報誌®』VC 加盟契約締結のお知らせ」及び 2025 年 3 月 7 日に発表いたしました「ブレイブ少額短期保険株式会社との資本業務提携に関するお知らせ」に記載のとおり、求人事業におけるリアル（紙媒体）とデジタル（WEB）の融合や全国のフリーペーパーネットワ

ークを活用した大口取引先の獲得、当社アセットを活用した認知度の低い商材の PR など業務提携の実績を積み上げております。2025 年 8 月 28 日付け「戦略的アライアンス推進に関する 2025 年 8 月期通期見込みを公表業務提携及び全国媒体ネットワーク活用による累計受注額がホッケースティック曲線を描いて拡大」で公表しておりますとおり、これらの外部企業との連携による関連受注額は急速に拡大しており、2025 年 8 月期累計で 165,420 千円に達しております。その後も、2025 年 10 月 14 日付けで「株式会社アクティブ アンド カンパニーとの資本業務提携及び「奨学金返済支援型」人材紹介事業開始に関するお知らせ」を公表する等、外部企業との連携を着実に進めております。加えて、地域経済の活性化への貢献の観点では、事業承継に不安を抱える地域老舗優良企業と当社との間で M&A 等を行うことで、将来的な相続をしやすくし、当社グループのアセットを活用できることでシナジーを発揮し、経営基盤の強化にもつながる「地域共創プラットフォーム」の構築を推進しております。今後も、当社は、「Strategic Plan」の主軸の一つとして、このようなエリア内外でのアライアンスや M&A を推進していくことを予定しており、現在も複数社と並行して協議を進めていることから、その実行に当たっては、機動的にデューデリジェンス費用のほか、投資資金等が必要となります。

以上のとおり、当社はコア事業の持続的成長及び新たな収益基盤の確立を同時に推進することで企業価値の向上を図る方針であり、これらを実現するための資金を確保することを目的として、本第三者割当増資を実施することといたしました。

(2) 資金調達方法の概要及び選択理由

今回の資金調達は、ネクスト・グロースに対して本株式及び本新株予約権を、OPUS67 に対して本株式をそれぞれ割り当て、本株式については払込期日に、本新株予約権についてはネクスト・グロースによる行使等によって当社が資金を調達する仕組みとなっております。

本スキームにおいて発行される本新株予約権には、行使価額修正条項が付されており、行使価額が株価に応じて修正される仕組みとなっております。これにより、株価が上昇した場合に、行使価額も同様に上方に修正されることから資金調達金額が増加することになります。他方で、株価下落時であっても、株価が下限行使価額を上回っている限り、行使価額も同様に下方に修正されることにより、本新株予約権者による本新株予約権の行使が期待できることから、資金調達の蓋然性を高めることが可能となっております。さらに、交付される株式数が一定であること（ただし、別記「1. 募集の概要 <本新株予約権> (6) 行使価額」欄に記載のとおり、調整されることがあります。）、本新株予約権行使時の行使価額は割当日の翌取引日に初回の修正がなされ、以後 2 週間毎の月曜日に修正が行われます。修正が行われる場合、当該修正日の直前取引日における終値の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額に修正される設計となっていること、下限行使価額が発行決議日前取引日の終値の 70%に相当する金額に設定されていること等により株価及び 1 株当たり利益の希薄化に対する影響に配慮することができるものとなっております。

上記「(1) 資金調達の主な目的」に記載の目的のための資金調達を行う手法として様々な資金調達方法を比較・検討してまいりました。当該検討の過程で、下記「(他の資金調達方法との比較)」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、「(本スキームのメリット)」及び「(本スキームのデメリット)」を総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断いたしました。

【本スキームの特徴】

① 本株式の特徴

財務体質の安定性を維持しながら、一定の資金を迅速かつ確実に調達することが可能となります。

② 本新株予約権の特徴

<行使価額の修正条項>

本新株予約権の行使価額は、当初 324 円ですが、別記「1. 募集の概要 <本新株予約権> (6) 行使価額」のとおり、割当日の翌取引日に初回の修正がなされ、以後 2 週間毎の月曜日に修正が行われます。修正が行われる場合、当該修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日）における終値の 90%に相当する金額の 1 円未満を切り上げた金額に修正されます。このように時価に基づき行使価額が修正される設計としたのは、株価上昇局面において、行使価額も同様に上方に修正されることから、調達資金の増大が期待できること、また、株価が下落した場合であっても、当社の株価が下限行使価額を一定以上上回っている限り、本新株予約権者による本新株予約権の行使が期待できるからです。

<下限行使価額の水準>

本新株予約権の下限行使価額は 227 円であり、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額となります。下限行使価額は既存株主に配慮し、直近の株価水準を大きく下回る水準での資金調達は控えつつも行使の可能性を担保する狙いから、発行決議日前取引日の終値の 70%（1 円未満端数切り上げ）に相当する金額としております。

③ 本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権について払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。また、当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割もしくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第 273 条の規定に従って通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得するものとします。さらに、当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄もしくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得するものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使期間の末日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得するものとします。

④ 本新株予約権の譲渡

本新株予約権割当契約に基づいて、ネクスト・グロースは、当社取締役会の承認がない限り、本新株予約権を①当社、②グロース・キャピタル以外の第三者に譲渡することはできません（ただし、割当予定先が③ネクスト・グロース若しくはグロース・キャピタルの子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 3 号に定める子会社をいう。）、④割当予定先の代表取締役である嶺井政人が発行済株式のすべてを保有する株式会社若しくは社員権のすべてを保有する会社、又は⑤②乃至④の会社が現在若しくは今後組成する投資事業有限責任組合に譲渡、承継又は引き受けさせる場合は、発行会社は、合理的な理由なく、当社取締役会による承認を拒絶、遅滞し、又は留保してはならない。）。割当予定先は、本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当予定先の本新株予約権割当契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に対し譲渡することとされています。

⑤行使停止条項

当社とネクスト・グロースとの間で締結する本新株予約権割当契約において、行使停止条項が定められる予定です。当社は、1年間に1回に限り、かつ連続する120日間を限度に、ネクスト・グロースに事前に通知することによって、ネクスト・グロースによる本新株予約権の行使を停止し、また、停止を解除し行使の再開を許可することが可能です。これにより、当社は、当社において喫緊の資金需要のない期間や株式市場における需給や株価の動向等に鑑みて、新株予約権の行使よりも需給及び株価への悪影響や希薄化の抑制を重視すべきと判断した場合等において、本新株予約権の行使停止を行うことで既存株主の利益に配慮しつつ、即時の資金調達が必要になった場合には行使停止を解除することで本新株予約権の行使の再開による資金調達を期待できる設計となっております。

(本スキームのメリット)

① 本株式の発行時点で一定金額の資金調達が可能なこと

本株式の発行により、本新株予約権が行使されていない段階（割当日時点）で一定の金額の資金調達ができる設計となっております。

② 過度な希薄化の抑制が可能なこと

本株式の発行価額は、本取締役会決議日の直前営業日の終値と同額である324円であり、本取締役会決議日時価からのディスカウントがないため、株式価値の希薄化の影響が限定的となっております。

本新株予約権の目的である当社普通株式数は994,700株で固定されており、最大交付株式数が限定されております（ただし、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整されることがあります）。そのため、行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません。また、本新株予約権の下限行使価額を当初227円（ただし、本新株予約権の下限行使価額については別紙発行要項第11項を準用して調整されるものとします。）に設定することにより、経済的な意味における希薄化についても一定限度を超えて発生しない設計となっております。

③ 株価への影響の軽減を図っていること

本新株予約権の行使価額は各修正日の直前取引日の終値を基準として修正される仕組みとなっており、上方修正が行われる可能性があること、また、下記「6. 割当予定先の選定理由等（3）割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載のとおり、ネクスト・グロースと締結する本新株予約権割当契約において行使数量制限が定められており、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすい設計としたことを通じて、株価への影響の軽減を図っております。さらに、当社は行使停止条項に基づき本新株予約権の行使を停止することができるため、当社の事業の進捗、喫緊の資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら機動的に資金を調達することが可能となります。

④ 将来的な株価上昇の場合、希薄化を軽減できること

本新株予約権には上限行使価額が設定されていないことから、株価が上昇した場合、修正日以降の行使価額も対応して上昇します。また、株価が上昇し、少ない行使数でも当社が必要とする金額を調達できた場合には、取得条項を行使することによって、既存株主にとっての希薄化を抑制することも可能な設計となっております。

⑤ 資本政策の柔軟性が確保されていること

資本政策の変更が必要となった場合、当社取締役会の決議により、払込期日の翌日以降、残存する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権1個当たりの払込金額にて、取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

⑥ 財務健全性

本株式及び本新株予約権による調達金額は、いずれも資本性の資金となるため、財務健全性指標が上昇し
ます。

(本スキームのデメリット)

① 本新株予約権の下限行使価額は227円(ただし、本新株予約権の下限行使価額については別紙発行要項
第11項を準用して調整されるものとします。)に設定されており、株価水準によっては、割当予定先による行
使がなされず資金調達ができない可能性があります。

② 本新株予約権の行使価額は下方にも修正されるため、発行後の株価水準によっては、本新株予約権によ
る調達額が予定額を下回る可能性があります。

③ 当社の株式の流動性が減少した場合には、資金調達完了までに時間がかかる可能性があります。

④ 上記①及び②のように調達額が予定額を下回る場合や、上記③のように資金調達完了までに時間を要す
る場合には、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」記載の資金使途に適時に充当できない可
能性や、当社の経営戦略に影響を及ぼす可能性があります。

(他の資金調達方法との比較)

① 公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化を
も一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

② 第三者割当型転換社債型新株予約権付社債(以下「CB」という。)は、様々な商品設計が考えられますが、
調達金額が負債となります。また、株価に連動して転換価額が修正されるCB(いわゆる「MSCB」)では、転換
により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、希薄化の影響が確定しないために株価
に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

③ 社債、借入による資金調達を行うことは、調達金額が負債となるため、一般的に財務健全性に悪影響を与
えることになることから今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

④ いわゆるライツ・オフリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント
型ライツ・オフリングと、当社がこのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられる
ノンコミットメント型ライツ・オフリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフリングについては
国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料
等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミッ
トメント型のライツ・オフリングについては、株主様による権利行使に関し不確実性が残ることから、新株
予約権による資金調達以上に、資金調達方法としての不確実性が高いと判断しており、今回の資金調達におい
ては、資金調達の迅速性及び確実性を重視し、選択肢としませんでした。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	589,987,984円
本株式の払込金額の総額	264,999,600円
本新株予約権の払込金額の総額	2,705,584円
本新株予約権の行使に際して出資される財産 の価額	322,282,800円
② 発行諸費用の概算額	15,000,000円
③ 差引手取概算額	574,987,984円

- (注1) 払込金額の総額は、本株式の払込金額の総額 264,999,600 円並びに本新株予約権の払込金額 2,705,584 円及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 322,282,800 円を合算した金額であります。
- (注2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
- (注3) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- (注4) 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、登記関連費用等の合計額です。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

本第三者割当増資により当社が調達する差引手取概算額 574,987,984 円の具体的な使途は以下のとおりです。

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
① 特許取得に関わる AI 実装開発関連	114 百万円	2026 年 9 月～2029 年 9 月
② 設備投資関連（フリーペーパー発行事業におけるインフラ強化・生産性向上）	391 百万円	2026 年 9 月～2029 年 9 月
③ M&A 及び資本業務提携関連	70 百万円	2026 年 5 月～2029 年 9 月
合計	575 百万円	

- (注1) 支出時期までの資金管理については、銀行預金等の安定的な金融資産で運用保管する予定であります。
- (注2) 上記具体的な使途につき、優先順位はございません。支出時期の早いものより充当する予定であります。

上記具体的な使途の内容については以下の通りです。

本第三者割当増資により調達する資金は、上記「2. 本第三者割当増資の目的及び理由」に記載のとおり、当社の成長戦略「Strategic Plan」の推進に必要な投資に充当する予定であり、主として以下の使途に充当いたします。

① 特許取得に関わる AI 実装開発関連

当社は、特許権利化を前提とした AI 技術を活用した新規システムの開発に係る投資を計画しております。

本開発は、当社が取得した特許技術に基づく因果最適化 AI と外部 AI サービス（OpenAI API 等）を組み合わせ、既存 EC 事業を高度化し、地域密着型のデータドリブンサービスへと進化させることを目的とするとともに、他分野への応用を目的とした共同開発、業務提携、ライセンス提供など、幅広いビジネス機会をもたらすものと期待しています。

本件に係る投資は、初期導入に係る開発投資に加え、その後の機能拡張及び運用基盤の整備を含む継続的な投資を想定しており、2026 年 9 月から段階的に実施する予定ですが、技術の進歩により本開発が陳腐化することを避けるため、必要に応じ機動的に資金を充当できるよう資金を確保するものです。

これら一連の開発に係る総額は約 222 百万円を見込んでおります。具体的には、コア開発費（技術・事業 PoC（概念実証）に係る費用として約 12 百万円、本開発費用として約 33 百万円、基盤整備に係る費用として約 19 百万円、多角展開に係る費用として約 18 百万円、運用費として 20 百万円、予備費として 20 百万円）として

総額 122 百万円を見込んでおり、それに開発遅延等が生じた場合に追加的な費用が生じることを想定してリスク係数 (1.5 倍) を乗じた 183 百万円を見込むこととし、これに加えて情報セキュリティ設計、脆弱性診断、外販基盤開発、API プラットフォーム化等、将来拡張準備に係る費用として合計 39 百万円を見込んでいるため、総額は 222 百万円を想定しております。

なお、AI 関連システム開発投資への投資総額約 222 百万円のうち約 108 百万円につきましては、ノンコミットメント型ライツ・オフリングによる第 7 回新株予約権の発行により調達した資金を優先的に充当するため、本件における調達資金からは約 114 百万円を段階的に充当する予定です。

② 設備投資関連 (フリーペーパー発行事業におけるインフラ強化・生産性向上)

当社のコア事業であるフリーペーパー発行事業においては、折込作業のほとんどを配布員の人手に依存しているのが現状であり、生産性及び人材確保の観点で課題が存在しております。このため、折込作業の自動化による生産性向上を目的として、丁合機及び結束機の導入を中心とした設備投資を実施いたします。丁合機とは、複数のチラシ等を自動的に丁合し束ねる機械であり、折込作業の機械化により省力化及び作業効率の大幅な向上を可能にし、配布員の作業負担軽減による人材確保及び定着率の向上にも寄与する設備です。結束機とは、丁合されたチラシの束を紐等で結束し出荷可能な状態にする機械であり、丁合機による処理工程と一体となって運用されることから、両設備を併せて導入することが必要となります。これに伴い、既存設備を含めた保守費用の増加と丁合機の稼働に必要な人員の増員等を行う予定です。また、設備導入に伴い必要となる設置スペースの確保のため、配送センターの拡張を予定しており、これに伴う賃料の増加も見込んでおります。

本投資は第 1 フェーズ及び第 2 フェーズに分けて実施する計画であり、第 1 フェーズの総額は約 239 百万円、第 2 フェーズの総額は約 126 百万円を見込んでおります。具体的には、2026 年 9 月から 2029 年 9 月にかけて、丁合機 40 台の段階的な導入を計画しており、うち 28 台を 2028 年 9 月まで (第 1 フェーズ)、残りの 12 台を 2029 年 9 月までに導入する予定です (第 2 フェーズ)。これに伴い、第 1 フェーズにおいては、丁合機 28 台の導入費用として約 128 百万円、保守費用として約 17 百万円、結束機 16 台の導入費用として約 14 百万円、人件費増加分として約 60 百万円を見込んでおります。また、設備設置スペースの確保に伴う賃料増加分として、約 20 百万円を見込んでおります。

第 2 フェーズにおいては、丁合機 12 台の導入費用として約 55 百万円、保守費用として約 12 百万円、結束機 7 台の導入費用として約 6 百万円を見込んでおります。また、前同様に人員の追加採用に係る人件費増加分として約 43 百万円、賃料増加分として約 10 百万円を見込んでおります。

さらに、IT 機器の定期的なメンテナンス、業務効率の向上及びデジタル化の推進を目的として、2026 年 10 月に従業員約 140 名を対象とした PC 等 IT 機器の更新・整備を実施する予定であり、これに係る費用として約 26 百万円を見込んでおります。これにより社内業務の標準化及び情報処理能力の向上を図ることで、全社的な生産性の向上を推進してまいります。

当該投資により、当社の物的・人的両側面でのコアインフラの安定的な運営を確保するとともに、当社の保有するラストワンマイルにリーチできるアセットは他社がゼロから構築するには参入障壁が高いことから、フリーペーパー市場の中でも唯一無二のポジションを築き、成長を実現できると考えております。

③ M&A 及び資本業務提携関連

当社は、「Strategic Plan」の一環として、外部企業との資本業務提携及び「地域共創プラットフォーム」の構築を含む M&A の実行に向けた投資を実施することを計画しております。

具体的には、2026 年 5 月から概ね 3 年間で 4 件程度の案件を想定しており、これに係る投資資金として約

200 百万円を見込んでおります。なお、本資金使途における M&A 関連費用は、主として現金対価による株式取得又は出資に係る投資資金に充当する予定であり、株式交換等の非資金取引による取得は含んでおりません。当社が推進する「地域共創プラットフォーム」は、株式交換による当社グループへの参画を一つの手段としている点に特徴があるものの、現金対価による取得を行う場合もあり得るため、本第三者割当増資により調達する資金はこのような現金対価による取得に要する投資資金に充当することも想定しているためです。

具体的な投資先については、当社の事業基盤及び成長戦略を踏まえ、配布エリア内外の地域企業との連携を前提として、人材関連事業、EC 関連事業、マッチング関連事業等、当社の既存事業とのシナジーが見込まれる分野を中心に検討を進めております。これらの分野におけるアライアンスや資本業務提携を通じて、配布エリア内における地域活性化及びエリア外マーケットとの接続による事業拡大を図る方針です。

これらの施策は、前述のとおり 2024 年 3 月以降、継続的に取り組んでおりますが、M&A 戦略関連費用への投資総額約 200 百万円のうち約 130 百万円につきましては、ノンコミットメント型ライツ・オファリングによる第 7 回新株予約権の発行により調達した資金を優先的に充当するものの、外部企業との資本業務提携及び「地域共創プラットフォーム」の構築を含む M&A の実行については、適切な条件での資本業務提携又は M&A が可能である場合には、これを機動的に実行するため、第 7 回新株予約権の発行により調達した資金が充当され次第、本件による調達資 70 百万円を充当する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当増資は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載のとおり使途に充当することにより、当社の中長期的な企業価値向上に資するものと考えており、本第三者割当増資の資金使途については合理性があると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本株式

本株式の発行価額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日（以下「本取締役会決議日」といいます。）の直前営業日（2026 年 4 月 13 日）の終値と同額である 324 円といたしました。

本取締役会決議日の直前営業日の終値と同額といたしましたのは、算定時に最も近い時点の市場価格が、当社株式の現時点における公正な価格を算定するに当たって基礎とすべき価格であり、発行価額として合理的であると考えたためであり、割当予定先との協議を経て決定しました。

なお、当該発行価額は、本取締役会決議日の直前営業日までの直前 1 か月における終値の平均 317 円（円未満切捨て）に対して 2.20%のプレミアム、同直前 3 か月における終値の平均 325 円（円未満切捨て）に対して 0.31%のディスカウント、同直前 6 か月における終値の平均 301 円（円未満切捨て）に対して 7.64%のプレミアムです。上記発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成 22 年 4 月 1 日付け）に準拠したものであり、当社は、特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、当社監査役 3 名（うち社外監査役 3 名）全員から、本第三者割当増資の払込金額は客観的な指標である市場価格を基準とし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであることから、割当予定先に特に有利な金額に該当せず、適法である旨の意見が表明されています。

なお、当社取締役会による上記判断は、本株式の発行について、当社の代表取締役細谷佳津年氏が特別利害関係を有するため、当該代表取締役を除いた上で討議・検討を行い、当該取締役を除く当社取締役全員の賛成により決定いたしました。

② 本新株予約権

本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（所在地：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本顕三）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価（324円）、ボラティリティ（48.8%）、予定配当額（0円/株）、無リスク利率（1.6%）等について一定の前提を置き、評価を実施しました。

当社は、赤坂国際会計が上記前提条件を基に算定した評価額272円を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本有価証券届出書提出日（発行決議日）時点の本新株予約権1個の払込金額を上記評価額と同額の金272円としました。

なお、本新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がなされ、以後2週間毎の月曜日に修正が行われます。修正が行われる場合、当該修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日）の終値の90%に相当する金額（1円未満を切り上げる。）に修正されます。

また、下限行使価額については、発行決議日前取引日の終値の70%以上に相当する金額（1円未満切り上げ）としております。

本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額とされているため、本新株予約権の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員から、発行要項の内容に加え、評価報告書の算定結果を踏まえ検討し、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計が本新株予約権の算定を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある主要な事実及び前提条件をその評価の基礎とし、その算定方法並びにプロセス等に関して不合理な点は見当たらないことから、本新株予約権の発行は割当予定先に特に有利な条件での発行には該当せず、かつ適法であるとの意見が表明されております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本株式の数（817,900株）と本新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式数（994,700株）を合算した株式数は1,812,600株（議決権の数18,126個）であり、2026年2月28日時点における当社の発行済普通株式総数7,539,828株（総議決権数75,361個）に対する割合は24.0%となり、既存株主に対して希薄化が生じます。

しかしながら、本第三者割当増資により、当社の収益拡大及び収益性の改善を図り、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであり、最終的に株主価値の向上に資するものと考えております。

また、割当予定先は、本第三者割当増資により取得する本株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式については、当社の株価水準、市場動向等を総合的に勘案し、経済合理性に照らして保有又は売却を行う方針であり、その保有期間については現時点において未定である旨を表明しております。もっとも、その売却にあたっては市場への影響に配慮しつつ行われる方針であることを確認しております。このため、当該株式の流通は市場環境を踏まえた形で行われるものと認識しており、需給への影響は一定程度緩和されるものと考え

ております。加えて、本新株予約権による資金調達必要性がなくなった場合や今後の当社の状況の変化によって異なる資金調達手法を選択することが適切となった場合など、当社や市場の将来の状況の変化を考慮しながら、払込期日の翌日以降本新株予約権を取得することが可能であり、また、当社において喫緊の資金需要のない期間や株式市場における需給や株価の動向等に鑑みて、新株予約権の行使よりも需給及び株価への悪影響や希薄化の抑制を重視すべきと判断した場合等には、本新株予約権の行使停止を行うことができ、必要に応じてこのような条項を活用することで将来的に既存株主の皆さまへの希薄化の影響を抑えることも可能です。

以上より、本第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① ネクスト・グロース

①	名称	ネクスト・グロース株式会社	
②	所在地	東京都港区南青山三丁目8番40号青山センタービル2F	
③	代表者の役職・氏名	代表取締役 嶺井 政人	
④	事業内容	① 経営コンサルティング ② マーケティング支援業務 ③ 投資業	
⑤	資本金	1,000万円	
⑥	設立年月日	2024年6月3日	
⑦	発行済株式数	1,000株	
⑧	決算期	12月31日	
⑨	従業員数	1名	
⑩	主要取引先	—	
⑪	主要取引銀行	—	
⑫	大株主及び持株比率	嶺井 政人	100%
⑬	当事会社間の関係		
	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。	
⑭	最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：千円）		
	決算期	2024年12月期	2025年12月期
	純資産	17,856	23,073
	総資産	272,122	539,394

(注) 当社は、ネクスト・グロースとの間で締結する予定の本株式割当契約において、同社から、同社並びに同社の役員及び従業員が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らの関係ない旨の表明保証を受ける予定です。さらに、ネクスト・グロース及び同社の役員又は主要株主について、反社会的勢力であるか否か、並びに同社及び同社の役員又は主要株主が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、

独自に専門の第三者調査機関である株式会社トクチョー（東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号 フジスタービルディング日本橋9階、代表取締役：荒川一枝）に調査を依頼し、2026年4月3日に調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、ネクスト・グロース及び同社の役員若しくは主要株主が反社会的勢力である、又は同社及び同社の役員若しくは主要株主が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上により、当社は、ネクスト・グロース及び同社の役員又は主要株主が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東京証券取引所に提出しております。また、ネクスト・グロースは非上場の会社であり、経営成績及び財政状態については、決算公告において公表されている事項（ただし、当期純利益は決算公告を参照）を除いて開示の同意が得られていないため、記載していません。なお、ネクスト・グロースは2024年6月3日に設立された会社であるため、経営成績及び財政状態については、2024年12月期及び2025年12月期の情報のみを記載しております。

② OPUS67

①	名称	株式会社OPUS67
②	所在地	東京都千代田区神田猿樂町一丁目4番6
③	代表者の役職・氏名	代表取締役 細谷 佳津年
④	事業内容	代表者の資産管理会社
⑤	資本金	1百万円
⑥	設立年月日	2026年3月5日
⑦	発行済株式数	100株
⑧	決算期	1月期
⑨	従業員数	—
⑩	主要取引先	なし
⑪	主要取引銀行	株式会社三井住友銀行
⑫	大株主及び持株比率	細谷 佳津年 100%
⑬	当事会社間の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	当社代表取締役社長である細谷佳津年は、OPUS67の役員かつ株主であります。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	当社代表取締役社長である細谷佳津年が議決権の100%を保有している会社であり、関連当事者に該当します。
⑭	最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態（単位：百万円）	
	該当事項はありません。（注）	
	（注）OPUS67は、2026年3月5日設立のため、最近3年間の経営成績及び財政状態はございません。	

（注）当社は、当社の代表取締役社長である細谷佳津年から、OPUS67は、同氏が代表取締役を兼務する同氏の資産管理会社であり、同社が反社会的勢力とは無関係である旨聴取しております。また、当社は、同氏に、OPUS67が反社会的勢力と関係を有する取引先及び従業員を有していないことを、口頭で確認しています。さらに、株式会社トクチョー（東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号 フジスタービルディング日本橋9階、代表取締役：荒川一枝）から、OPUS67による反社会的勢力等との関与の事実が確認されなかった旨の調査報告書を2026年4月3日に受領しております。以上に基づき、OPUS67が

反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

① ネクスト・グロース

当社は、資金調達に当たって、複数の証券会社、金融機関等に相談し、資金調達方法の説明や提案を受けており、2025年10月に割当予定先であるネクスト・グロースの兄弟会社であるグロース・キャピタルから受けた当該提案の内容を含め、公募増資、MSCB、金融機関からの借入れ等の各資金調達方法について、別記「2. 本第三者割当増資の目的及び理由 (2) 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載のとおり検討いたしました。グロース・キャピタルから株式と新株予約権の発行を組み合わせた本スキームの提案を受けたところ、本スキームによる資金調達方法が、財務体質の安定性を維持しながら、事業成長のための一定額を迅速かつ確実に調達することができるとともに、当社の株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら成長のための必要資金を調達できるという点並びに当社の事業及び事業環境の進展による当社株価の上昇に伴い徐々に資金調達ができる点において当社のニーズに最も合致すると判断しました。とりわけ、グロース・キャピタルには、本株式の発行価額を本取締役会決議日の直前営業日の終値と同額である324円とすることに応諾頂いており、時価からのディスカウントなしに、即時に資金調達と資本増強に貢献する普通株式での資金調達に応じていただける証券会社や金融機関等の割当予定先候補者は他にはいなかったことを重視しております。

当社は、グロース・キャピタルが当社のニーズに最も合致する資金調達方法を提案したことに加え、同社が同種のファイナンスにおいて複数の実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できると判断しました。

また、グロース・キャピタルは、「上場ベンチャー企業の成長こそ日本の大きなポテンシャルである」という考え方のもと、多くの日本の上場ベンチャー企業の成長支援に実績を持っています。当社は、同社が提供するIR支援サービスを活用することで、IR活動を強化できるだけでなく、IRを通じて得られる投資家からの意見を経営戦略に反映させ、企業価値の一層の向上に取り組んでいけるものと考えています。また、当社はこれまで同社よりIR支援を受けてきた実績があり、今後も継続的に支援を受けたいと考えています。

これらの理由から当社は本スキームに関する本株式及び本新株予約権の割当予定先として、グロース・キャピタルの兄弟会社であるネクスト・グロースを選定いたしました。なお、ネクスト・グロースについてもグロース・キャピタルと同一の代表取締役である嶺井政人氏により設立された会社であり、グロース・キャピタルと同様、当社のニーズを把握されているものと理解しております。両社の代表取締役である嶺井政人氏からの要請を受け、本株式及び本新株予約権の割当予定先はそれぞれネクスト・グロースとなっております。

② OPUS67

当社は、本第三者割当に係る割当予定先の選定にあたり、ネクスト・グロースのほか複数の候補先との協議・検討を行いましたが、前述のとおり、時価からのディスカウントなしでの普通株式の第三者割当に応じていただける証券会社や金融機関等の割当予定先候補者は、ネクスト・グロースの他にはおりませんでした。当社としては、足許の資金需要や財政状態に鑑み、少なくとも調達予定額の一部については、即時に資金調達と資本増強を図ることができる普通株式での資金調達を行うのが望ましい一方で、時価からディスカウントした発行価額で普通株式を発行した場合、即時に既存株主の株式価値の希薄化と株価への悪影響が生じる

ことから、時価からのディスカウントなしでの普通株式の第三者割当の可能性を追求いたしました。ネクスト・グロースが上記の条件で引受可能な普通株式による調達金額には限界があったことから、不足する部分につき、ネクスト・グロース以外の割当予定先も検討いたしました。しかしながら、資金調達及び資本増強を確実かつ迅速に実現できる普通株式による資金調達につき、一定規模の金額を、時価からのディスカウントなしに引き受けることのできる割当予定先は、当社代表取締役社長の資産管理会社であるOPUS67以外にはなく、同社を割当予定先として選定するに至りました。

当社の事業モデル、経営方針、資金需要等の当社の状況を深く理解している同社を割当予定先とすることで、新株式の発行による迅速かつ確実な資金調達が可能となります。当社としては、資金調達の迅速性、確実性及び条件の合理性を最優先に検討した結果として、同社が割当予定先として最適であると判断いたしました。以上の理由により、OPUS67を本第三者割当の割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

① ネクスト・グロース

当社とネクスト・グロースの間で、本株式の継続保有に関する取り決めはありません。ネクスト・グロースからは、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを、本第三者割当増資の検討を進めていく中で相互に口頭にて確認しております。

なお、当社は、ネクスト・グロースから、ネクスト・グロースが払込期日から2年以内に本第三者割当増資により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東証に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

当社とネクスト・グロースの間で、本新株予約権については、本新株予約権割当契約において、発行会社の事前の同意なく、①当社、②グロース・キャピタル、第三者に譲渡しない旨が合意されております（ただし、③ネクスト・グロース若しくはグロース・キャピタルの子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第3号に定める子会社をいう。）、④割当予定先の代表取締役である嶺井政人が発行済株式のすべてを保有する株式会社若しくは社員権のすべてを保有する会社、又は⑤②乃至④の会社が現在若しくは今後組成する投資事業有限責任組合（ネクスト・グロースを除きます。）に譲渡する場合、当社は、合理的な理由なく、当社取締役会による承認に対する承諾を拒絶、遅滞し、又は留保することはできません。）。

また、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、ネクスト・グロースと締結する本新株予約権割当契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等（同規則に定める意味を有する。以下同じ。）の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置（ネクスト・グロースが本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。）を講じる予定です。

② OPUS67

当社は、OPUS67から、本第三者割当により取得する当社普通株式について、経済合理性に照らして保有又は売却を行う方針であり、その保有期間については現時点において未定である旨を口頭で確認しております。

また、当該株式の売却にあたっては、市場への影響に配慮しつつ行う方針であることを併せて確認してお

ります。なお、当社は、OPUS 67から、OPUS 67が払込期日から2年以内に本第三者割当増資により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。なお、OPUS 67は、当社代表取締役社長である細谷佳津年の資産管理会社であることから、本第三者割当増資で取得した当社普通株式の市場での売却に際しては、インサイダー取引規制等も考慮のうえ、未公表の重要事実が存在する場合には、当該重要事実が公表されるまでの期間において当社株式等の取引を行わないよう、また、当該重要事実に関する情報管理を徹底するよう、当社から指示を行います。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

① ネクスト・グロース

当社は、ネクスト・グロースから、同社の取引銀行が発行する2026年3月24日時点の残高証明書を受領しており、同社に割り当てられる本株式及び本新株予約権の発行に係る払込みに十分な現預金残高を有することを確認しております。なお、当社は、ネクスト・グロースから、同社と同社の代表取締役嶺井政人氏との間で締結された金銭消費貸借契約書（借入期間：2025年10月22日から2028年3月31日まで）を受領しており、当該現預金残高は、嶺井政人氏からの融資による資金でまかなわれていることを確認しており、その貸付原資は同氏の自己資金であることを口頭で確認しております。なお、本新株予約権の行使にあたっては、ネクスト・グロースは、基本的に本新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、ネクスト・グロースは本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

② OPUS 67

当社は、割当予定先であるOPUS 67から、本第三者割当に係る払込みに要する資金は金融機関及び同社の100%株主である細谷佳津年からの借入れを原資として調達する旨の報告を受けており、また、OPUS 67が本第三者割当を引き受けるにあたり融資を受ける予定の特殊当座貸越契約書の写し（貸主：株式会社三井住友銀行、借入金額150,000,000円、返済期限2026年10月30日）をもって確認しております。なお、細谷佳津年による貸付けについては、細谷佳津年が保有する有価証券を払込期日までに売却することにより手当てする予定です。以上より、本第三者割当に係る払込みに要する資金等の状況に問題はないものと判断しております。

(5) ロックアップ

当社は、本新株予約権割当契約締結日以降、ネクスト・グロースが未行使の本新株予約権を有する限り（ただし、当社が本新株予約権を取得した場合には、2029年4月30日まで）、ネクスト・グロースの事前の書面による承諾なくして、当社の普通株式若しくはその他の株式、又は普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等について、一定の場合（買取防衛策に基づく当社の新株予約権の無償割当てを行う場合、当社が当社の普通株式を発行若しくは処分する場合又は当社が事業会社との間で行う業務上の提携を目的としてこれらの証券を発行する場合を含むがこれに限られません。）を除きこれを行ってはならないことを、本新株予約権予約権割当契約にて約束する予定です。

7. 第三者割当増資後の大株主及び持株比率

本第三者割当増資前 (2026年2月28日現在)	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	20.11%
日本証券金融株式会社	15.59%
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	7.50%
株式会社ライフイン24group	5.85%
株式会社中広	5.39%
株式会社DMM. com証券	4.82%
吉田 康次郎	1.76%
白木 元茂	1.34%
関口 貴士	1.19%
大久保 陽介	0.99%

(注1) 本第三者割当増資前の持株比率は、2026年2月28日現在の株主名簿を基準として記載しております。

(注2) 割当予定先の本株式及び本新株予約権の保有目的は純投資目的とのことであり、割当予定先は、本第三者割当増資により取得した本株式及び本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を適宜売却する可能性があるとのことです。したがって、割当予定先による本株式及び本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、本第三者割当増資後の大株主及び持株比率は記載しておりません。

(注3) 持株比率は発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する比率を記載しております。また、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

8. 今後の見通し

本第三者割当増資が当社の2026年8月期の業績に与える影響は軽微であると考えておりますが、中長期的な当社の企業価値向上に資するものと考えております。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当増資は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東証の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

決算期	2023年8月期	2024年8月期	2025年8月期
売上高	2,926百万円	2,977百万円	3,153百万円
営業利益又は営業損失(△)	△20百万円	34百万円	45百万円
経常利益又は経常損失(△)	△47百万円	16百万円	52百万円
当期純利益又は当期純損失(△)	△51百万円	3百万円	41百万円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△12.20円	0.77円	5.52円

1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり純資産	35.71円	56.60円	87.22円

(注) 当社は、2025年11月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。2023年8月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2026年2月28日現在)

	株 式 数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式総数	7,539,828株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	1,274,200株	16.90%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023年8月期	2024年8月期	2025年8月期
始値	580円	373円	369円
高値	638円	1,030円	925円
安値	139円	197円	160円
終値	372円	373円	721円

② 最近6か月間の状況

	2025年 11月	12月	2026年 1月	2026年 2月	3月	4月
始値	319円	305円	246円	361円	350円	341円
高値	319円	330円	400円	411円	350円	341円
安値	262円	234円	241円	326円	292円	300円
終値	297円	240円	364円	338円	318円	324円

(注) 2026年4月の株価については、2026年4月13日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026年4月13日
始値	307円
高値	335円
安値	300円
終値	324円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第7回新株予約権の発行

方法	ノンコミットメント型ライツ・オファリングによる 新株予約権の発行
割当日	2024年7月12日
発行時における調達予定資金の額	731,740,653円(差引手取概算額:710,740,653円) ※ノンコミットメント型ライツ・オファリングにより発行された新株予約権が全部行使された場合における新株予約権の行使価額の総額
行使価額	283円
割当てた新株予約権の個数	2,158,527個
割当日における発行済株式総数	2,159,286株
行使状況	1,581,128個
調達した資金の額	431,029,399円
発行時における当初の資金使途(注1)	① 資本業務提携、M&A:165百万円 ② AI、ソフトウェア研究開発:150百万円 ③ リソースの拡充:30百万円
変更後の資金使途(注2)	① 資本業務提携、M&A:251百万円 ② AI、ソフトウェア研究開発:150百万円 ③ リソースの拡充:30百万円
発行時における支出予定時期	2026年8月期まで
現時点における充当状況	① 資本業務提携、M&A:121百万円 ② AI、ソフトウェア研究開発:42百万円 ③ リソースの拡充:30百万円

(注1) 発行決議時(2024年6月3日)における行使比率が50%と仮定した場合の当初充当予定額

(注2) 最終行使結果(行使比率73.25%)を受けた変更後の充当予定額(2024年12月24日時点)

以上

(別紙)

新株式発行要項

1. 募集株式の種類及び数
普通株式 817,900 株

2. 募集株式の割当方法
第三者割当の方法により、以下の者に以下のとおり割り当てる。
株式会社O P U S 6 7 771,600 株
ネクスト・グロース株式会社 46,300 株

3. 募集株式の払込金額
1 株につき金 324 円

4. 払込金額の総額
金 264,999,600 円

5. 増加する資本金及び増加する資本準備金の額：払込金額の総額の 2 分の 1（1 円未満切上げ）を増加する資本金の額とし、その残額を資本準備金とする。

6. 払込取扱場所
株式会社三井住友銀行 船橋支店

7. 払込期日
2026 年 4 月 30 日

株式会社地域新聞社
第 11 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社地域新聞社第 11 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 2,705,584 円

3. 申込期日 2026 年 4 月 30 日

4. 割当日及び払込期日 2026 年 4 月 30 日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、ネクスト・グロース株式会社にて全ての本新株予約権を割り当てる。

6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 994,700 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第 (2) 号乃至第 (5) 号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

(3) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第 9 項第 (2) 号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 11 項第 (2) 号及び第 (5) 号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 9,947 個

8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 272 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、324 円とする。但し、行使価額は第 10 項又は第 11 項に定めるところに従い、修正又は調整されるものとする。

10. 行使価額の修正

本新株予約権の発行後、行使価額は、割当日の翌取引日（東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）に初回の修正がなされ、以後 2 週間毎の月曜日に修正が行われる（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。）。本号に基づく修正が行われる場合、行使価額は、修正日に、当該修正日の直前取引日（同日に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）がない場合には、その直前の終値のある取引日）における終値の 90% に相当する金額（1 円未満を切上げる。）に修正される。但し、本項による算出の結果得られた金額が 227 円（以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定に従い調整される。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合又は2026年4月14日の当社取締役会決議に基づく当社普通株式の発行を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、ストックオプション制度に基づき新株予約権を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

調整前行使価額により当該期

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控

除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を適用する日が第10項に基づく行使価額の修正が適用される日と一致する場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2026年5月1日から2029年4月30日までとする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得事由

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

(3) 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

(4) 当社は、2029年4月30日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(2) 本新株予約権の行使請求の効力は、第18項記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金されたときに発生する。

18. 行使請求受付場所

株式会社地域新聞社 法務総務統括部

19. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 船橋支店

20. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

21. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結される予定の第三者割当の契約の諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、株価変動率、当社の資金調達需要等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個あたりの払込金額を272円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第8項記載のとおりとし、当初行使価額は本新株予約権発行に係る取締役会決議日（2026年4月14日）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である324円と同額とした。

22. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 上記各項については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上